

平成28年

第2回定例会

会 議 録

(第1号)

平成28年6月14日

平成28年第2回 江 差 町 議 会 定 例 会
(第 1 号)

◎ 期日及び場所

平成28年6月14日(火) 午前10時00分 江差町役場 議場

◎ 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会 期 の 決 定
〔議長諸般の報告〕
- 日程第3 閉会中の継続調査の申し出について
〔町長行政報告〕
- 日程第4 一般質問
- 日程第5 報告第1号 平成27年度江差町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第6 報告第2号 平成27年度江差町港湾整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第7 報告第3号 民事訴訟の提起に係る専決処分の報告について
- 日程第8 報告第4号 放棄したその他の債権の報告について
- 日程第9 報告第5号 出資法人江差町土地開発公社に係る経営状況について
- 日程第10 承認第1号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第11 承認第2号 江差町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第12 議案第12号 江差町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第1号 江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第13号 江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第2号 江差町法務嘱託職員の任用等に関する条例の制定について
- 日程第16 議案第3号 江差町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第4号 平成28年度江差町一般会計補正予算(第1号)について
- 日程第18 議案第14号 平成28年度江差町一般会計補正予算(第2号)について
- 日程第19 議案第5号 平成28年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第20 議案第6号 平成28年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第21 議案第7号 平成28年度江差町介護保険特別会計補正予算(第1号)について

日程第22	議案第8号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
日程第23	議案第9号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
日程第24	議案第10号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について
日程第25	議案第11号	江差町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
日程第26	選挙第1号	江差町選挙管理委員会委員の選挙について
日程第27	選挙第2号	江差町選挙管理委員会委員補充員の選挙について
日程第28	発議第1号	日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書の提出について
日程第29	発議第2号	地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
日程第30	発議第3号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、子どもの貧困解消など教育予算確保・拡充と就学保障の充実、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善に向けた意見書の提出について
日程第31	発議第4号	道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しとすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出について
日程第32	発議第5号	平成28年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出について
日程第33	発議第6号	待機児童解消に向けて緊急的な対応を求める意見書の提出について
日程第34	発議第7号	骨髄移植ドナーに対する支援の充実に関する意見書の提出について
日程第35	発議第8号	次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書の提出について
日程第36	発議第9号	平成27年度江差町各会計決算審査特別委員会の設置について
日程第37	発議第10号	議員の派遣について

◎ 出席議員(12名)

議		長	打越東亜夫
副	議	長	小笠原淳夫
議		員	薄木晴午
	〃		飯田隆一
	〃		室井正行
	〃		萩原徹
	〃		小梅洋子
	〃		塚本眞
	〃		西海谷望
	〃		若山明廣
	〃		小野寺眞
	〃		小林くにこ

◎ 出席説明者

町		長	照井 誉之介
副	町	長	田畑 明
教	育	長	新木 秀幸
総	務 課	長	木村 晃
まちづくり	推進課	長	出崎 雄司
財	政 課	長	斉藤 敏己
税	務 課	長	岸田 礼治
町	民 福 祉 課	長	清水 直樹
健	康 推 進 課	長	白鳥 智子
産	業 振 興 課	長	大杉 則明
追	分 観 光 課	長	大坂 敏文
建	設 水 道 課	長	岸田 雄治
ひ	の き 荘 荘	長	梅川 年代
出	納 室	長	岸田 真由美
学	校 教 育 課	長	中川 智
社	会 教 育 課	長	尾山 徹
総	務 課 主 幹	幹	竹内 強

(議会事務局)

局		長	太田 誠
書		記	秋山 悦子

開 会 10:00

(議長)

おはようございます。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、会議は成立致しました。

ただいまから、平成28年第2回江差町議会定例会を開会致します。

(議長)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(議長)

日程第1、会議録署名議員を指名致します。

会議録署名議員は、会議規則第129条の規定により、小梅議員、薄木議員を指名致します。

(議長)

日程第2、会期の決定について、を議題と致します。

今定例会の会期及び議会運営については、所管の議会運営委員会に付託されておりますので、委員長の報告を求めます。

「薄木委員長」

議長。

(議長)

「薄木委員長」。

「薄木委員長」(議会運営委員会報告)

おはようございます。議会運営委員会より、報告を申し上げます。

当委員会は、5月25、6月6日の2日間、委員会を開催し、委員出席のもと町理事者の出席を求め、今定例会に提出される議案内容の説明を受けると共に、日程及び運営について協議致しました。

今定例会には、報告5件、承認2件、条例制定・改正が5件、補正予算が5件、その他4件、選挙2件、議員発議10件、一般質問は6名の通告であります。詳細につきましては、お手元に配付しております報告書のとおりでございます。

以上の内容を踏まえて、会期を、本日14日から15日の2日間とし、一般質問については、これまでと同様に、一問一答方式を採用して行うことと致しました。質問の回数は再々質問まで、答弁を含め60分の時間制と致します。質問・答弁については、1回目の質問答弁については、

演壇より行い、再質問以降は、議員は同じく演壇で、理事者は自席で行うことと致します。また理事者においては議員からの質問に対して、議長の許可を得て、反問することができるとし、それに要する時間は、60分の制限時間外とすることと致します。

また、議会運営に関して、でございますが、議員各位には住民の代表として議会活動において様々な権限が与えられているとともに、当然、義務も課せられております。この中で、住民の代表者として品位を保持することはもとより、会議においても、合理的、能率的な審議に協力し秩序維持に努めるなど規律を守る義務があります。最近の議会審議において、発言中の言葉遣いに品位を欠く言葉や質疑において一方的に意見だけを述べて終わるなど、会議規則では認められておりません。

議長も含め議員各位におかれましては、当然のことでございますが、江差町議会会議規則、関係法令に従い、規律保持に心がけ議会活動を行って頂くようお願いいたします。以上、議会運営委員会においての協議を報告致します。

(議長)

以上で報告が終わりました。

お諮りします。今定例会の会期及び議会運営については、委員長報告のとおりとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から2日間とし、一般質問については、一問一答方式で行い、1回目の質疑・答弁を含めては、演壇により行い、再質問以降は、議員は同じく演壇で、理事者は自席で行うことと致します。質疑(質問)の回数は再再質問まで、答弁を含め60分の時間制を採用して行うこと、また理事者においては議員からの質問に対して、議長の許可を得て反問できるとし、それに要する時間は60分の制限時間外とすることに決定致しました。

委員長報告の最後にご指摘がございましたが、議長も含め議員の皆様には、江差町議会会議規則のほか、法令関係(関係)法令に従い、議会の規律保持に心がけるようお願いいたします。

(議長)

次に、議長からの諸般の報告を致します。

報告内容は、お手元に配布のとおりでありますので、ご了解をお願い致します。

(議長)

日程第3、議会運営委員会、総務産業常任委員会、社会文教常任委員会、議会広報特別委

員会から、調査中の事件につき、会議規則第67条(正:76条)の規定に基づき、お手元に配布のとおり、継続調査の申し出がありました。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定致しました。

(議長)

次に、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許可致します。

「町 長」

議長。

(議長)

「町 長」。

「町 長」(行政報告)

おはようございます。

最初に、「平成27年度江差町各会計決算見込みについて」、ご報告申し上げます。

平成27年度の各会計につきましては、5月末をもって出納閉鎖を致しましたので、決算見込みについてご報告申し上げます。

一般会計の決算見込みにつきましては、歳入総額57億6,367万6千円に対し、歳出総額54億1,868万5千円、歳入歳出差引3億4,499万1千円となりました。このうち、繰越明許費の繰越しにより翌年度へ繰り越すべき財源として、2,726万5千円を差し引いた後の実質収支が、3億1,772万6千円となりました。このうち、地方自治法第233条の2ただし書きの規定により、1億5,890万円を財政調整基金に積立し、残額1億5,882万6千円は平成28年度に繰越致しました。これにより、平成27年度末の現在高に決算剰余金処分による積立額を加えた財政調整基金の現在高は、24億7,018万円となりました。

平成27年度決算につきましては、歳入の面では町税収入や地方交付税交付額が当初見込みを上回ったこと、歳出の面では特別会計への繰出が当初の見込みを大きく下回ったことなどが、収支の結果につながったものでございます。

以下、各特別会計の決算見込みにつきましては、資料のとおりとなっておりますので、割愛させていただきます。

次に、「平成27年度江差町水道事業会計決算概要について」、でございます。

平成27年度の水道事業会計につきましては、3月末をもって決算を致しましたので、その概要についてご報告申し上げます。

当年度の損益計算において、営業収益で2億8,007万9千円、営業費用では2億8,667万円となり、659万1千円の営業損失となるものです。また、営業外収益は1億5,535万5千円、営業外費用では8,143万8千円となり、7,391万7千円の利益を生じ、営業損失とあわせて6,732万6千円の経常利益となります。これに特別損失3,041万円を加え、当年度純利益は3,691万6千円となるものであります。なお、この特別損失は前年度の会計制度改定の際、移行処理の重複計上によるもので、現金の支出を伴わない経理上の数値となっております。

本決算により、平成27年度末の欠損処理額は、4億401万4千円となります。

また、貸借対照表につきましては、別紙資料のとおりとなっておりますので、割愛させていただきます。

次に、「江差ウインドパワー株式会社の訴訟問題について」でございます。

先般、5月17日開催の議会全員協議会においてご説明しておりますが、改めてご報告させていただきます。

訴訟の原告側であるJFEエンジニアリング株式会社と被告側であります江差ウインドパワー株式会社及び株式会社斐太工務店の三者にて、去る5月9日付けで、和解合意がなされたことから、株主の立場である江差町として、その概要をご説明させていただきます。

冒頭、訴訟の経過でございますが、

- 1、訴訟の原告側は、JFEエンジニアリング株式会社、被告側は、江差ウインドパワー株式会社及び連帯保証人の株式会社斐太工務店であること。
- 2、訴訟が始まったのは、平成25年5月にJFEより東京地裁へ貸金請求事件として訴状が提出されたものであり、風力発電所建設時においてJFEが江差ウインドパワーに資金提供した契約保証金及び性能保証金の返済を求めている訴訟であること。
- 3、江差ウインドパワー側の反論は、返済する義務の無い債務であり、風力発電施設の性能の補償債務との相殺を主張していること。
- 4、裁判所の決定がいつになるのか、また、和解等による支払い命令がなされるのか分からないこと。

以上が訴訟の経過であり、これまでの間、原告側及び被告側ともに弁護士を代理人として訴訟が継続されて参りました。株主である江差町としては、訴訟の当事者ではございませんが、株主の立場として、都度、江差ウインドパワーの取締役会をはじめ、弁護士との相談協議、また直接お会いしての協議を重ねて参りましたが、今般、最終的に東京地裁から、和解すべきとの強い勧告が原告及び被告双方になされたことから、合意に向けた協議が進められ、和解合意(書)の取り交わしが5月9日付けでなされたものであります。

なお、過去の状況をつぶさにご説明することにはなりません、毎年のウインドパワー決算書に、長期借入金としてJFEからの借入金が計上されておりますし、また、平成18年3月の基本合

意書を締結していることなどもあり、被告であるウインドパワー側及び斐太工務店側としても、固定買取制度による一定(程度)の経営を見越し、東京地裁の和解勧告を受け入れたところであります。

原告及び被告による和解合意の概要は、「江差ウインドパワーとJFEのそれぞれ主張していた債権債務は、JFEの債権を斐太工務店が相当額の対価で買い受けることにより、JFEと江差ウインドパワーの間では全て消滅したことが双方にて確認されました。この相当額については、和解条項で当事者三者に守秘義務が課されていることから公表されません。」、以上であります、被告である江差ウインドパワーが再建を買い受けるのではなく、江差ウインドパワーの経営状況を加味し、JFEに対する債務の一部を連帯保証している斐太工務店が引き受けるという方法を取ったものでございます。

この和解により、JFEとの債権問題が終結し、今後は江差ウインドパワーの社内問題として取り進めるものであり、和解による江差町の負担が発生するものではございませんので、ご理解をお願い申し上げます。

江差風力発電の建設時から様々な交渉経過があったことは議員皆様もご承知と存じますが、建設時から数えて14年間に及ぶJFEとの交渉にピリオドを打つ結果となるもので、株主である江差町の立場としては、電力の固定買取制度により売電収入も安定化していることを念頭に、また、今後の経営状況を総合的に判断する中では、弁護士とも相談しつつ、東京地裁の強い和解勧告を受け、江差ウインドパワーの実質上の経営責任者である斐太工務店との協議も含め、和解合意に至ったところでございます。

なお、JFE、江差ウインドパワー、斐太工務店三者の合意において、具体的な相当額の対価は公表しないという三者合意となっておりますことをご理解願ひ、JFEとの和解問題が、訴訟問題が和解により解決されたことを報告させていただきます。

最後に、江差町が51パーセントの株主でございますが、JFEとの訴訟問題の決着を踏まえ、江差ウインドパワーとの今後の関わりについては、一定の方針を示し、改めて議会ともご相談させていただきますので、ご理解をお願い申し上げます。

次に、「旧江光ビル跡地活用について」でございます。

旧江光ビルの解体工事につきましては、昨年度、江差中央商店街協同組合が事業主体となり、国及び町の補助金を活用して実施したところであり、現在は、江差中央商店街の臨時駐車場として一部利用されております。

ご案内のとおり、旧江光ビル跡地の活用策につきましては、平成26年度に実施した江差町中心市街地商業活性化調査事業調査報告書をベースに、この間、江差商工会が主体となって協議を行ってきたところでありますが、去る4月26日、江差商工会より、「江光ビル跡地活用に関する提言書」の提出がございました。

提言書の内容についてでございますが、大きくはオフィス・テナント施設を基本に、バス待合所等を兼ねた交流スペースを併設した施設となっております。また、周辺に観光振興に繋がる山車保管庫等の整備を行うといった案が提言されております。

本提言の取扱いにつきましては、具体化に、具現化に向けた取り組みを進めるため、江差商工会との緊密な連携強化を図ると共に、役場庁内での議論や議会との情報の共有や協議等、適正な事務事業の執行に務めて参りたいと考えておりますので、ご理解の程、宜しく願い申し上げます。

次に、「養護老人ホームひのき荘の民営化施設整備方針及び移管先社会福祉法人募集要項について」でございます。

ひのき荘の改築事業につきましては、民設・民営を主軸に取り進めることとしており、その整備方針並びに移管先法人の募集内容につきまして、去る6月2日の議会全員協議会におきまして、ご協議させて頂きました。議会の皆様のご意見を踏まえ、檜山振興局と打合せをし、内容の精査を行ったところでございます。

募集要項等の中で特に分かりにくい表現や誤解を招くような記述につきましては、一部修正を行っておりますが、先の議会全員協議会でご説明致しましたとおり、平成32年中の改築を目途とすることや建設費や、建設費への支援策を実施することなど、内容に変更はございません。修正した募集要項等につきましては、お手元に配布のとおりでございますので、ご理解申し上げます。

次に、「北海道教育大学との相互協力協定について」でございます。

本年度の町政執行方針にも触れられておりますが、来る6月16日に北海道教育大学、蛇穴学長様を本町にお招きし、北海道教育大学と相互協力協定に関する調印式を執り行うこととなりました。

これらに関連し、既に新聞報道等でご案内のとおりと存じますが、スタート事業として、5月22日に函館キャンパスの学生及び職員38人が本町を訪れ、まち歩きツアーを実施したところでございます。

今後の大学との具体的な連携につきましては、かもめ島周辺の賑わい創出や観光DMO、さらには、人口減少社会における地域コミュニティの在り方などについて活動を行うほか、本町が抱える様々な地域課題、情報の発信、人財の育成を柱とした、まちづくり全般に関する活動を行って参りたいと考えておりますので、ご理解のほど宜しく願い申し上げます。

次に、「かもめ島海水浴場の新規開設について」でございます。

昨年まで海水浴場は開陽丸横のいわゆる「えびす浜」において開設してきましたが、今年からかもめ島におきましても開設することと致しました。

新たに開設する理由と致しましては、かもめ島により近く瓶子岩や海上鳥居があり、景観も良い場所で海水浴を楽しんで頂きたいことや、夏の短い期間ではありますが、かもめ島に新たな賑わいが生まれることから開設することとしたものでございます。開設を予定している区域においては、ナマコの放流が行われ、漁業権も設定されておりますが、ひやま漁協江差支所を通じて関係漁業者へ打診し、調整を進めていたところ、ご了承頂けるとの回答を頂きました。

また、かもめ島に居住している方におかれましても、開設期間中は車両の通行を控えるなど協力のご意向も示されております。

関係各位との調整が整いましたのが6月2日の全員協議会直後でありましたことから、本定例会での報告となりましたことを、議員皆様にご了承頂きますとともに、関係各位のご協力とご理解により開設に至ることができましたことに対しまして、この場を借りしまして厚くお礼申し上げるところでございます。

なお、既に水質検査を行っており、判定基準の最高位であります、水質AAと判定されたこと、開設期間はえびす浜海水浴場とともに7月28日から8月16日の20日間を予定していること、監視員の配置などについても、えびす浜海水浴場と同様とすることを申し添え、かもめ島海水浴場の新規開設についてのご報告とさせていただきます。

次に、「熊本地震によるお見舞金について」でございます。

4月14日21時26分にマグニチュード6.5、最大震度7を観測した平成28年熊本地震は、16日1時25分にもマグニチュード7.3、最大震度7の本震が発生し、人的・物的被害は甚大なものとなっております。

ここに、亡くなられた方々へのご冥福をお祈りしますとともに、被災された方に衷心よりお見舞い申し上げます。

この地震により、5月24日現在での死者数は49人に及び、負傷者の悪化又は身体的負担による疾病により死亡したと思われる死者も20人を数えております。

また、電気・ガス・上下水道等の生活インフラや、道路・鉄道・新幹線・交通(航空)路線などの交通インフラにも激しい被害があり、被災地では余震が頻発する中、被災者の救命・救助や避難者の救護に、不眠不休で当たっているところであります。

以上のような状況を踏まえ、早期の復旧と被災者の一日も早い生活再建を願う意味から、檜山町村会として70万円(1町当たり10万円)を熊本県町村会に対し、お見舞金として送ることとし、5月9日に送金されたことをご報告申し上げます。なお、日本赤十字社北海道支部江差町分区では、窓口に義援金募金箱を設置し募金活動が行われており、日本赤十字社の窓口として集約していることを申し添えます。

最後に、「寄附採納について」ご報告申し上げます。

始めに、平成28年3月24日、江差町字中歌町199番地5、江差ライオンズクラブ会長、中村英樹様より、青少年健全育成事業の一環として、町内の新入学児童への55組のノート、鉛筆の学用品の寄贈がありました。元気に初登校した入学式当日に、子どもたちに配布させて頂きました。

次に、平成28年4月13日、公明党江差支部様より、江差中学校周辺美化のためにと江差中学校敷地内に桜の苗木100本を植樹頂きました。今回の植樹頂きました桜の苗木は、その成長とともに数年後には生徒及び地域住民の皆様の目を楽しませて頂けるものと思っております。

次に、平成28年6月6日、江差町字本町132番地、江差信用金庫理事長、藤谷直久様より、地域住民の皆様への感謝の気持ちとして、乙部町産道南杉、木製ベンチ一脚、時価4万6千円相当のご寄贈がありました。江差信用金庫様からは、平成25年、26年にも同様にベンチ一脚ずつをご寄贈頂いており、今回で3脚目となります。ご寄贈頂きました木製ベンチにつきましては、

既に開陽丸青少年センターに設置しており、観光客など訪れた方々に利用して頂くこととしております。

次に、平成28年6月8日、株式会社ユーラス江差風力、代表取締役、高瀬達秀様より、地域振興のために現金190万円のご寄附の申し入れがございました。同社は、水堀町に事務所がございましたが、地域とともに発展していくことを企業ビジョンとして掲げ、全国の各発電所の立地地域に地域振興の一助としてこのような寄附を行っているとのことであり、当町へは昨年度に引き続きご寄附を頂けるということでございます。ご寄附は、6月25日頃ということでございますが、使途につきましては、本定例会に提案致しました一般会計補正予算の事業の一部を充当し、残金につきましては内部で検討・協議をしていき、具体的なものが固まりましたら、今後、議会に補正予算として提案していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

最後に、「江差追分会への寄附採納について」、ご報告申し上げます。

平成28年6月13日、厚沢部町字美和112番地、渋田義幸様より、江差追分会再興のための活動資金として、江差追分会に対し1千万円のご寄附がありました。渋田氏は、第12回江差追分全国大会の優勝者で、現在は江差追分会の上席師匠を務めておられます。渋田氏のご寄附した目的は、江差追分を全国に知らしめるためのPRや広告、ネット事業での活動、また、新たな会員増加のための活動や追分セミナー受講者増加のための活動など、江差追分会の振興発展に活用して頂きたいとのことであります。

江差追分会としては、渋田氏のご意思を尊重し、寄附金の有効活用を図っていくこととしております。今回のご寄附は、町を経由した指定寄附ではなく、江差追分会への直接寄附でございますが、寄附額が多額であること、また江差町と江差追分会の緊密な繋がりもありますことから、行政報告を申し上げたところでございますので、議員皆様のご理解を申し上げ、改めて、この場をお借りし、渋田様のご厚意に厚くお礼を申し上げたいと存じます。

以上、ご寄附の申し出についてご報告を申し上げますとともに、改めてご厚意に深くお礼を申し上げ、行政報告を終わらせて頂きます。

(議長)

以上で、行政報告を終わります。